

南大隅町ペーパーレス会議システム導入事業

(南大隅町議会 I C T化推進事業)

導入事業に係る公募型プロポーザル仕様書

南大隅町

令和4年11月

1. 提案を求める件名

南大隅町ペーパーレス会議システム導入事業（南大隅町議会 ICT 化推進事業）

2. 事業の業務概要及び目的

本業務は、タブレット端末や会議システム等を導入することで、資料を WEB 上で配付することを可能にし、非対面・密の回避を実現しながらペーパーレス化を推進するものである。また本導入を契機に、新型コロナウイルス感染防止を図りつつ、持続的な議会事務のデジタル化に資することを目的としており、その実現のための提案を求めるものである。

本プロポーザルにおいては、機器導入、設定から保守、サポート提案までを求めるが、本年度の契約は機器導入、設定に係るもののみである。保守契約については、令和 5 年度当初より締結するものとする。

3. 求める提案の項目（仕様項目）

- (1) 事業実施を可能にするためのシステムの構築案【特記仕様 01 参照】
- (2) 事業実施を可能にするための資機材一式の導入提案【特記仕様 02 参照】
- (3) 事業を導入するに際しての事業実施スケジュールの提案【特記仕様 03 参照】
- (4) 事業導入後における運用サポート及び保守体制の提案【特記仕様 04 参照】
- (5) 上記（1）～（3）における経費積算書

【特記仕様 01】

導入システム及びソフトウェア等については、議会事務局職員及び議会議員が簡易に操作及び運用が可能なもので下記をすべて満たすものとする。

(ア) クラウド版であること。

(イ) 必須機能

ペン及びマーカー機能によるメモ書き、付箋、単語検索、左右見開き表示、2 画面表示機能は必須とし、プレゼンテーションにおいて実際に動作を示すこと。

(ウ) 独自機能

前記の機能以外で、標準機能として持ち合わせる特徴的な機能を提案すること。

令和 4 年度中に実装が確定しているものがあれば、併せて提案すること。

(エ) 管理者機能

管理者として、会議を運営するにあたって備えている機能を提案すること。

(オ) アカウント数については、最低限必要とする数は 16 であり、契約形態によりその数を満たす最小の数とする。

(カ) クラウドストレージの容量は 10GB を下限とし、11GB を上限とする。

(キ) 前記以外で必要とする費用がある場合は、項目ごとに記載すること。

【特記仕様 02】

資機材については別紙の資機材明細書に掲載しているものと同等以上のものとする。

また、数量については掲載している数量を上回る提案を行うこととし、掲載数量以上の納入提案をすることは妨げない。

(ア) タブレット端末等機器類 ※別紙機器等構成表による。

(イ) 画面保護フィルムについては納品時にタブレット端末への貼付まで行い、画面の見やすさ、明るさを重視すること。照明の映り込みを防止する為、非光沢のものとする。

(ウ) 初期登録費は、システム使用登録のために初回のみ生じる費用とする。

(エ) 端末・システム初期設定については、少なくともタブレット端末内においてペーパーレス会議システムが稼働できる状態まで行うこと。

(オ) 付随品

充電用ケーブルは、会議中にモバイルバッテリーからの充電を行うためのものである。モバイルバッテリーにケーブルが付属するなどし、それで足る場合は省略してかまわないが、モバイルバッテリー自体が本体にぶらさがることがないように、長さに配慮すること。

【特記仕様 03】

事業導入スケジュールについては下記の工程案を参考に編成することとし、契約締結想定日を12月26日として見積もること。また、事業完了日は令和5年3月10日までを想定し見積もること。

4. 事業委託期間

《工程案》

(令和4年)

12月下旬	契約締結
3月上旬	機器等納品完了
3月下旬	管理者説明完了
令和5年度	保守サポート契約締結
令和5年度	本番環境（5年度議会）に向けた動作確認
5月～3月	操作研修（年3回程度） 管理者・利用者向け
9月会議	運用開始予定（紙資料と併用）

【特記仕様 04】

令和5年度以降の運用のためのサポート体制 ※経費積算外、別途見積を提示

本町がシステムの運用を行う上で、機器類の故障やシステムのトラブル発生時の相談対応体制について提案すること。なお、導入機器については保守契約を締結するものではなく、機器のメーカー修理費用は本町がその都度負担するものであり、システムの不具合への問い合わせは納入業者が窓口となりメーカーと連携して不具合の改善にあたることを前提に提案すること。

また、年3回の管理者・利用者向け操作研修を含めること。
実際の保守サポート契約は令和5年度に締結を行う。

【特記仕様 05】

特記仕様の04のサポート体制を除いて、令和4年度中に発生する経費を仕様項目ごとに積算し、経費積算書を提案書の末尾に添付すること。
また、経費積算においては下記の提案上限額に留意すること。

5. 提案上限額 5,326,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 問い合わせ先

南大隅町議会事務局 （担当：土持）

〒893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北 226 番地

TEL: 0994-24-3141 FAX: 0994-24-3119 E-Mail: gikai@town.minamiosumi.lg.jp